



写

答 申 第 901 号
令 和 2 年 9 月 2 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理 事 長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 2 日付け神本部第 200 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 人工内耳を装着している患者に対して、リモートによる聞こえ具合の評価や医師等による医療機器のリモートによる電氣的、機械的調整を可能とするため、人工内耳システムを導入することは、患者の来院に伴う負担軽減等が図られ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立医療センター中央市民病院における人工内耳
システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 901

※◎は条例第11条第2項に該当

【システム上のデータ項目】

人工内耳遠隔管理システム

<患者基本情報>

◎ 患者基本情報:

氏名, 性別, 年齢, 住所, 電話番号, Eメールアドレス, 感覚器障害(補聴器使用の有無)

<検査(以下, 画像データ含む)>

◎ 生理検査情報:聴力検査結果, 語音聴取成績

◎ 撮影情報:インプラント埋込部位

◎ コメント:人工内耳装着コメント